

令和8年第1回
東濃西部広域行政事務組合議会定例会会議録

令和8年1月29日

東濃西部広域行政事務組合議会

令和8年第1回東濃西部広域行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和8年1月29日（木曜日）午前10時00分開議 多治見市役所 全員協議会室

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1 号 東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて
- 第 4 議第 2 号 東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するについて
- 第 5 議第 3 号 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて
- 第 6 議第 4 号 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて
- 第 7 議第 5 号 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて
- 第 8 議第 6 号 令和7年度東濃西部広域行政事務組一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議第 7 号 令和7年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第2号）
- 第 10 議第 8 号 令和7年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 11 議第 9 号 令和7年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 12 議第 10 号 令和7年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 議第 11 号 令和7年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 14 議第 12 号 令和8年度東濃西部広域行政事務組一般会計予算
- 第 15 議第 13 号 令和8年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算
- 第 16 議第 14 号 令和8年度東濃西部少年センター事業特別会計予算
- 第 17 議第 15 号 令和8年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算
- 第 18 議第 16 号 令和8年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算
- 第 19 議第 17 号 令和8年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1 番	多治見市議会議員	仙石 三喜男
2 番	多治見市議会議員	寺島 芳枝
3 番		
4 番	瑞浪市議会議員	柴田 増三
5 番	瑞浪市議会議員	小木曾 光佐子
6 番	瑞浪市議会議員	犬塚 利彦
7 番	土岐市議会議員	後藤 正樹
8 番	土岐市議会議員	大久保 一夫
9 番	土岐市議会議員	渡邊 豪

執行部の出席者（11名）

管理者	多治見市長	高木 貴行
副管理者	瑞浪市長	水野 光二
副管理者	土岐市長	加藤 淳司
参事	多治見市副市長	鈴木 良平
会計管理者	多治見市会計管理者	山本 元太郎
事務局長		岡安 秀明
総務企画課係長		下藤 めぐみ
総務企画課主査		日比野 吉紘
総務企画課		深萱 美智子
東濃西部少年センター所長		今井 宏明

午前10時00分開会

議長（後藤 正樹）

事務組合議会定例会を開会いたしますが、その前に執行部より伝達事項があります。

事務局長（岡安 秀明）

議長。

議長（後藤 正樹）

事務局長、岡安 秀明君。

事務局長（岡安 秀明）

はい。皆様おはようございます。広域行政事務組合事務局長の岡安でございます。

伝達事項についてですが、当組合議会は東濃西部広域行政事務組合規約第5条により、9名の定数となっております。今般、多治見市議会議員吉田 企貴様が衆議院議員選挙への立候補に伴って失職したことを受け、1名の欠員が生じ、本日8名の御出席を頂いております。

地方自治法第292条により準用する同法第113条の規定により、8名の御出席により定数に達しており、定例会を開くことができる旨を御報告いたします。以上です。

議長（後藤 正樹）

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

始めに、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 小木曾 光佐子君、6番 犬塚 利彦君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長（後藤 正樹）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。次に、管理者の挨拶を頂きます。管理者 多治見市長高木 貴行君。

管理者（高木 貴行）

はい。議長。皆さんおはようございます。本日は令和8年第1回東濃西部広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと大変お忙しい中、御臨席を賜り心より厚く御礼を申し上げます。

さて本定例会には条例制定1件、条例改正4件、令和7年度の補正予算6件、令和8年度の予算6件合わせて17件を上程させていただいています。

令和7年度補正予算につきましては総額1,989万円余の増額補正でございます。

令和8年度予算につきましては、総額1億3,655万円余でございます。詳細につきましては事務局より説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（後藤 正樹）

それでは、日程第3議第1号「東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて」から、日程第7議第5号「東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて」を一括議題といたします。本案について執行部より説明を求めます。

事務局長（岡安 秀明）

議長。

議長（後藤 正樹）

事務局長、岡安 秀明君

事務局長（岡安 秀明）

はい。それでは御説明をさせていただきます。

2号冊議案説明資料2ページを御覧ください。議第1号「東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて」から、順次説明をいたします。制度については、これまでに御説明をさせていただいておりますが、入学直前まで東濃3市内に居住していた者が新たに看護師資格を取得しようとする場合に、修学資金の貸付けを行うものです。

ただし卒業後3市内で一定期間看護師として勤務した場合に、修学資金の返還を免除することといたします。本議案は制度実施に当たり、地方自治法に基づき、返還免除に関する条例を制定するものでございます。第1条では条例の趣旨、第2条では「病院等」の定義、第3条では「返還免除」、第4条で規則への委任を規定しています。施行は令和8年4月1日としております。

続きまして、2ページを御覧ください。議第2号「東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するについて」を御説明いたします。令和3年の個人情報保護法の改正では、国の行政機関、地方自治体、民間事業者等で異なっていた個人情報の取扱いが法の下に統合をされました。それを受けて、当組合においても、令和5年に一連の条例改正を行っております。

今般の改正は、その際の改正に不備があったことから、修正をするものでございます。具体的には、現在第1条第1項に「東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例」が規定されていますが、当該条例は先ほど申しましたとおり、法の下に統合されたことを受け、既に廃止をされております。本来であればそれとあわせて当該箇所を、個人情報保護法に置き換えなければなりませんでした。改正を漏らしていたということから今般修正をするものでございます。

続きまして、議第3号「東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて」でございます。これまで少年センターでは、児童・生徒や保護者への相談対応を幅広く行ってまいりました。一方で、各市教育委員会や子ども担当部署、岐阜県による子ども相談センターなどでも、相談業務が行われており、相談環境は充実しています。

そこで行政機関の間で機能が重複していることを理由に職員数を1名減員すること、及び場所を多治見市役所本庁舎の広域行政事務組合執務室とすることといたしました。その方針に基づき、場所を規定する設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。なお、

指導員委嘱式などの業務に配慮いたしまして、施行は令和8年7月1日としております。

続きまして議第4号「東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて」御説明をいたします。医師確保奨学資金の制度は、大学卒業後、臨床研修、専門研修と進むのが一般的となっております。また専門研修終了後は、貸付けを受けた期間の2倍まで指定された病院で勤務しないことができるという制度となっております。

しかし大学院及び専門研修については、年限を設けていないということになっておりまして、専門研修または大学院が非常に長期にわたり、指定医療機関への従事までに時間を要する医師がいるということが問題となっております。その課題に対しまして、令和6年度に5市担当課及び各病院の担当者からなる医師確保担当者会議において検討を行いまして、専門研修または大学院については、原則3年の上限を設けようというものでございます。なお、適用は令和8年度の医師確保奨学資金の貸付け決定者からといたします。

議第5号「東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて」御説明いたします。議第1号で御説明いたしました新たな看護師資格取得支援修学資金について、分担金を定める条例改正でございます。負担金は人口割としております。説明は以上です。

議長（後藤 正樹）

これより質疑を行います。議第1号「東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて」から議第5号「東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて」について、質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

議長（後藤 正樹）

質疑はないようですので、これより討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

議長（後藤 正樹）

討論はないようですので、これより採決を行います。議第1号「東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて」から議第5号「東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて」について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（後藤 正樹）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

それでは、日程第8議第6号「令和7年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」から日程第13議第11号「令和7年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。本案について執行部より説明を求めます。

事務局長（岡安 秀明）

議長。

議長（後藤 正樹）

事務局長、岡安 秀明君。

事務局長（岡安 秀明）

はい。それでは御説明を差し上げます。初めに2号冊議案説明資料6ページ「会計別補正予算表」を御覧ください。6つの会計で補正を行い、合計で1,989万2千円の増額をお願いするものでございます。基本的には不用額の減額や、繰越金の予算化といった整理予算となっております。全体としては4つの会計で減額補正となっておりますが、ふるさと活性化基金特別会計の債券の売買差益の積立、医師確保奨学資金等貸付事業特別会計での償還があった

ことから、補正総額としては増額となっています。それでは、各会計の御説明をいたします。

3号冊1ページを御覧ください。議第6号「令和7年度 東濃西部広域行政事務組合 一般会計補正予算」でございます。歳入歳出予算額からそれぞれ131万7千円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ4,419万円とするものでございます。

5ページを御覧ください。歳入は、前年度繰越金の受入れのほか、歳出における不用額の発生により負担金を減額するものでございます。

6ページを御覧ください。歳出でございます。総務管理費については、給料ですけれども今年度の人事院勧告の影響で増額となっております。職員手当については、人事院勧告の影響により増額要因もございしますが、予算策定時の想定に比べまして、職員の扶養手当等の各種手当、時間外勤務手当が見込みよりも少なかったことから、合計では減額となっております。また需用費では例規集の加除を取りやめたこと、役務費では公金取扱手数料が想定より下回る見込みとなったことから、減額としております。

次に、11ページを御覧ください。議第7号「令和7年度 東濃西部ふるさと活性化基金 特別会計補正予算」です。歳入歳出予算額にそれぞれ2,440万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,694万6千円とするものでございます。

15ページを御覧ください。歳入は、債券の売買差益及びそれに伴う受取利息の増加、定期預金の更新時の利率上昇、前年度の繰越金によるものでございます。

16ページを御覧ください。歳出ですが、前年度繰越金、債券の売買差益及び増加した利息、減額補正した歳出予算について、基金に積立てを行うものでございます。ふるさと振興費の増額については、基金積立金による増額、商工費では昨年度に続き今年度での事業完遂が困難となった美濃焼解説書「美濃焼の解剖」への補助金を減額するものでございます。なお、当事業については現在、厚生最終段階を行っており、来年度初旬には印刷に着手できる見込みであるというように把握をしております。当事業については、本年度減額補正をいたしまして、来年度当初予算案で改めて同額を計上しております。

次に、17ページを御覧ください。議第8号「令和7年度 東濃西部少年センター事業 特別会計補正予算」でございます。歳入歳出予算額にそれぞれ50万円を減額しまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,818万4千円とするものでございます。

21ページを御覧ください。歳入は前年度繰越金の受入れ、及び歳出額の減額分の合計に合計額について負担金を減額するものでございます。22ページは歳出でございますが、予算時の想定よりも、新規採用した会計年度任用職員の手当等が少なかったことから、その差分について減額をするものでございます。

次に25ページを御覧ください。議第9号「令和7年度 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業 特別会計補正予算」です。歳入歳出予算額にそれぞれ120万円を追加しまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,396万円とするものでございます。

29ページを御覧ください。諸収入では、分割償還者から償還金増額の要望があったため貸付金元利収入を増額するものでございます。30ページ、歳出でございますが、償還金の発生、増額に伴う支出金過年度還付金の増額でございます。なお本件は瑞浪市への還付となることとなります。

次に、31ページを御覧ください。議第10号「令和7年度 東濃西部看護師修学資金貸付事業 特別会計補正予算」でございます。歳入歳出予算額からそれぞれ379万2千円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ342万3千円とするものでございます。

35ページを御覧ください。歳入は県補助金の確定、繰越金による歳入増、貸付制度利用者の確定等に伴う負担金の減額でございます。

36ページを御覧ください。歳出ですけれども、保健衛生費の貸付金が当初予算における予

定数に対し実績が下回ったため減額をするものでございます。

次に 37 ページを御覧ください。議第 11 号「東濃西部地域消費生活相談事業 特別会計補正予算」でございませう。歳入歳出予算額からそれぞれ 10 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1,241 万 5 千円とするものでございませう。

41 ページを御覧ください。歳入は前年度の繰越金及び歳出の共済費減額に伴う負担金の減でございませう。

42 ページを御覧ください。歳出ですが、不要となった共済費の減額と、当初予算策定時の見込みと実績に乖離が生じたためでございませう。

令和 7 年度、補正予算についての説明は以上でございませう。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（後藤 正樹）

これより質疑を行います。議第 6 号「令和 7 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）」から議第 11 号「令和 7 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、質疑はありませうか。

（ 質 疑 な し ）

議長（後藤 正樹）

質疑はないようですので、これより討論を行います。討論はありませうか。

（ 討 論 な し ）

議長（後藤 正樹）

討論はないようですので、これより採決を行います。議第 6 号「令和 7 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）」から議第 11 号「令和 7 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決することに御異議ありませうか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（後藤 正樹）

御異議なしと認めませう。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。次に、日程第 14 議第 12 号「令和 8 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」から日程第 19 議第 17 号「令和 8 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」までを一括議題といたします。本案について、執行部より説明を求めませう。

事務局長（岡安 秀明）

議長。

議長（後藤 正樹）

事務局長、岡安 秀明君。

事務局長（岡安 秀明）

はい。それでは令和 8 年度予算に係る議第 12 号から議第 17 号までを一括で順次御説明いたします。

初めに 2 号冊議案説明資料 7 ページ「令和 8 年度会計別予算表」を御覧ください。令和 8 年度予算総額は、1 億 3,655 万 9 千円。前年度から 533 万 3 千円の増額でございませう。率にして 4.1% の増額でございませう。各会計の増額についてですが、一般会計はほぼ前年度並、東濃西部ふるさと活性化基金事業特別会計では、サステナブルセラミックプロジェクト及びセラミックバレーに対する新たな補助金の増額等により増となっており、東濃西部少年センター事業特別会計では、主に人員の見直しによる人件費の減、東濃地域医師確保奨学資金等貸付け事業特別会計についてはほぼ前年度並、東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計では、新たに看護師になろうとする学生に対する新制度の創設により増額となっており、東濃

西部消費生活相談事業特別会計はほぼ前年度並でございます。

また全会計に渡り、人事院勧告の影響から人件費は若干の増加傾向となっております。これでは、4号冊を用いまして会計ごとに順次説明をいたします。

4号冊1ページを御覧ください。議第12号「令和8年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」について、歳入歳出予算総額はそれぞれ4,557万6千円を計上しております。一般会計は、議会、監査委員の予算、事務局の予算及び狂犬病予防事務に関する経費を計上しております。

5ページ、歳入を御覧ください。歳入の内訳ですが、負担金、使用料及び手数料、医師確保会計からの繰入金でございます。1段目、負担金につきましては一般管理費を3市負担金としてお願いをするものでございます。2段目、衛生手数料は畜犬に関する登録手数料及び注射済票交付手数料でございます。

6ページを御覧ください。6ページ以降が歳出でございます。議会費14万5千円を計上しております。総務費では、一般管理費3,613万5千円を計上しております。委託料についてですが、本年度新たに更新をした組合ホームページの保守委託料を新たに計上しております。

8ページを御覧ください。衛生費ですが、会計年度任用職員1名、犬の登録、狂犬病予防注射の事務費、それから3市への集合注射実施等に対する事務交付金を計上しております。それから10ページから13ページは、給与費明細書となっております。

続きまして15ページを御覧ください。議第13号「令和8年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算」について、歳入歳出予算総額はそれぞれ1,782万6千円を計上しております。

19ページを御覧ください。歳入は基金運用収入でございます。基金運用収入として1,682万6千円を計上しております。

20ページを御覧ください。歳出でございます。ふるさと振興費の主な内容としては、職員研修業務委託料、それから年に2回発行する広域だよりの印刷費を計上しております。産業観光振興費の主な内訳でございますが、FMpipiの観光情報放送、観光パンフレット作成の事業を行っております。

それから補助金についてでございます。補正予算の際に御説明をいたしましたが、美濃焼解剖本印刷業務に対して200万円を計上しております。それから3のサステナブルセラミックプロジェクトについては今年度7月議会の補正予算において継続費をお認め頂いておりますが、令和8年度事業に対して100万円、それからセラミックバレープラットフォームプロジェクトに対して200万円、こちらは新規の事業でございます。

セラミックバレープラットフォームプロジェクトは、ウェブ上に情報発信のサイトと共有プラットフォームを設置するものでございます。これにより、各事業や美濃焼の魅力などを広く発信する、各事業メンバー間の連絡や情報共有を図るなど、グループワーク的な機能を持たせるほか、アーカイブ記事を閲覧できる環境を整え、セラミックバレー協議会の運営の効率化を図り、今後の運営基盤の強化をも目的とするものでございます。

続きまして21ページを御覧ください。議第14号「令和8年度東濃西部少年センター事業特別会計予算」について、歳入歳出予算総額はそれぞれ1,405万6千円を計上しております。

25ページを御覧ください。歳入でございます。主に負担金による歳入でございます。なお、議第3号「東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて」で御説明いたしましたが、令和8年度からは会計年度任用職員を1名減員することから、3市をお願いをする負担金は減額となっております。

26ページを御覧ください。歳出でございます。主な内容としては、少年センターの会計年度任用職員2名に対する報酬、旅費の費用弁償は少年指導員の声かけ活動に伴う交通費等、

需用費の消耗品費は、小中高生に配布する啓発物品、指導員用のベストや帽子等の購入費用に充てるものでございます。

27 ページを御覧ください。負担金補助金及び交付金の地区活動費交付金 23 万円を計上しておりますが、こちらは3市の地区指導部への活動費交付金でございます。28 ページは給与費明細書でございます。

続きまして29 ページを御覧ください。議第 15 号「令和 8 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算」について、歳入歳出予算総額はそれぞれ 3, 196 万円を計上しております。第 2 表では債務負担行為を設定しております。

34 ページを御覧ください。歳入については主に負担金でございます。負担金は各市から頂く決定者への貸付原資となっております。それから諸収入の 36 万円でございますが、令和元年に奨学資金貸付の償還決定をした者からの分割の償還金となっております。

35 ページを御覧ください。歳出の貸付金です。令和 8 年度は新規奨学生 4 名、既に決定している奨学生 8 名に対する貸付を行います。償還金 36 万円については先ほど御説明したとおりでございます。36 ページは債務負担行為に関する調書となっております。

続きまして37 ページを御覧ください。議第 16 号「令和 8 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算」について、歳入歳出予算総額はそれぞれ 1, 429 万 5 千円を計上しております。第 2 条では債務負担行為を設定しております。

42 ページを御覧ください。歳入は各市をお願いをしております負担金でございます。

43 ページを御覧ください。歳出は主に貸付金です。特に来年度からは看護師資格の新たな制度が開始をいたしますので、その分貸付金の予算額が増額をしております。新制度では 20 名に対する貸付金を計上しております。44 ページは債務負担行為に関する調書となっております。

最後になりますが45 ページを御覧ください。議第 17 号「令和 8 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」について、歳入歳出予算総額はそれぞれ 1, 284 万 6 千円を計上しております。

49 ページを御覧ください。主な歳入は負担金、それから県補助金でございます。県補助金は現在、消費生活相談員 1 名に対する人件費に対して補助を受けております。

50 ページ、歳出でございます。報酬、職員手当、共済費は専門資格を持った消費生活指導員 3 名に対する予算を計上しており、報償費は弁護士相談に係る謝礼の年間分を計上しております。消耗品は出前講座などの啓発用の物品、あるいは書籍などの購入費用を計上しております。それから 52 ページ 53 ページは負担金の一覧表となっております。

簡単ではございますが、令和 8 年度予算については以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 正樹）

これより質疑を行います。議第 12 号「令和 8 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」から議第 17 号「令和 8 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

議員（渡邊 豪）

議長。

議長（後藤 正樹）

9 番、渡邊 豪君。

議員（渡邊 豪）

議第 13 号「令和 8 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算」の 20 ページで説明がありましたサステナブルセラミックプロジェクトですが、現状どのような進行状況にあるの

かお聞きしたいと思います。

事務局長（岡安 秀明）

議長。

議長（後藤 正樹）

事務局長、岡安 秀明君。

事務局長（岡安 秀明）

はい。サステナブルセラミックプロジェクトの進捗状況についてお答えをいたします。

今年度は2,800万円の予算を計上しまして、それを補助金として既に交付しているという状況でございます。今年度については、準備委員会として今後の活動の自立化に向けて準備を進めている段階というように聞いております。2,800万円の主な使途ですが、PRのためのイベント等に活用するというところでございまして、現在その準備を進めているというように聞いております。以上でございます。

議長（後藤 正樹）

ほかに質疑はありませんか。

議員（渡邊 豪）

議長。

議長（後藤 正樹）

9番、渡邊 豪君。

議員（渡邊 豪）

前に一度説明を受けたと思いますが、同じく議第13号「令和8年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算」20ページの新規事業セラミックバレープラットフォームについて、将来的にこちらの事業にどのような姿を見込む、または望んでいるのかをもう一度確認したいと思います。お願いします。

事務局長（岡安 秀明）

議長。

議長（後藤 正樹）

事務局長、岡安 秀明君。

事務局長（岡安 秀明）

はい、私ども広域行政事務組合としましては、セラミックバレー協議会が将来的に自立的に運営されるということを伺っております。それに向けて、本補助金により作られるプロジェクトがその一助となり、将来的に協議会が自立的に運営されることが我々としても望んでいるところであり、この補助金の意図でございます。説明は以上です。

議長（後藤 正樹）

ほかに質疑はありませんか。

議員（小木曾 光佐子）

議長。

議長（後藤 正樹）

5番、小木曾 光佐子君。

議員（小木曾 光佐子）

はい。今、渡邊議員の方からもお話がありましたけれども、サステナブルセラミックプロジェクトについてはなかなか見えない部分が多いので、その辺りをはっきりもう少し分かるように事務局の方でも手配していただけたらありがたいかなと思っております。

これは質問ではございませんので要望です。よろしく申し上げます。

議 長（後藤 正樹）

はい。ほかに質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（後藤 正樹）

質疑はないようですので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

議 長（後藤 正樹）

討論はないようですので、これより採決を行います。議第 12 号「令和 8 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」から議第 17 号「令和 8 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（後藤 正樹）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。本日の会議はこれをもって閉じ、令和 8 年第 1 回東濃西部広域行政事務組合議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前 10 時 40 分閉会